

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年12月13日
【四半期会計期間】	第50期第1四半期 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)
【会社名】	ゼネラルパッカー株式会社
【英訳名】	GENERAL PACKER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅 森 輝 信
【本店の所在の場所】	愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地
【電話番号】	0568(23)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小 関 幸 太 郎
【最寄りの連絡場所】	愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地
【電話番号】	0568(23)3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小 関 幸 太 郎
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第49期 第 1 四半期 累計(会計)期間	第50期 第 1 四半期 累計(会計)期間	第49期
会計期間	自 平成21年 8 月 1 日 至 平成21年10月31日	自 平成22年 8 月 1 日 至 平成22年10月31日	自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日
売上高 (千円)	1,016,304	908,056	3,682,568
経常利益 (千円)	36,281	60,335	177,159
四半期(当期)純利益 (千円)	22,703	37,671	105,392
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	251,577	251,577	251,577
発行済株式総数 (株)	8,994,000	8,994,000	8,994,000
純資産額 (千円)	2,788,384	2,804,632	2,799,228
総資産額 (千円)	4,351,848	4,258,472	4,196,200
1 株当たり純資産額 (円)	310.19	319.56	319.04
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	2.53	4.30	11.84
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	4.27	11.78
1 株当たり配当額 (円)	—	—	7.00
自己資本比率 (%)	64.1	65.8	66.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	281,135	149,054	582,917
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	11,632	90,648	85,809
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	29,245	28,808	104,392
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,401,451	1,466,695	1,553,910
従業員数 (名)	108	111	114

(注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成していませんので、四半期連結累計(会計)期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

4 第49期第 1 四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

関係会社はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年10月31日現在

従業員数(名)	111 [22]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員（他社から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、嘱託、人材会社からの派遣社員を含む）は当第1四半期会計期間の平均人員を[]外数で記載しております。なお、当社から社外への出向者はありません。

第 2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、自動包装機械製造事業の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、品目別の情報を記載しております。

(1) 生産実績

当第 1 四半期会計期間における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
給袋自動包装機	454,956	87.8
製袋自動包装機	53,621	45.8
包装関連機器等	121,471	73.2
合計	630,049	78.7

(注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第 1 四半期会計期間における受注実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
給袋自動包装機	303,739	146.9	563,729	204.4
製袋自動包装機	130,156	145.1	198,655	74.6
包装関連機器等	19,396	932.5	62,300	19.7
合計	453,291	151.8	824,684	96.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
給袋自動包装機	454,956	87.8
製袋自動包装機	53,621	45.8
包装関連機器等	121,471	73.2
保守消耗部品その他	278,007	129.1
合計	908,056	89.3

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社イシダ	263,236	25.9	180,972	19.9

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は発生しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、アジアを中心とした新興国への堅調な輸出などにより緩やかな回復基調が見られたものの、世界経済の減速懸念や円高の進行などから、先行きに対する不透明感が増す状況が続いております。

包装機械業界におきましては、顧客企業の設備投資の抑制傾向が続いており、受注環境は厳しい状況で推移しております。

このような状況のなか、当社は新規顧客と新たなマーケットの開拓、新機種の拡販、海外販売の強化に努めるとともに、収益性の向上に取り組んでまいりました。

当第1四半期会計期間における売上高につきましては、前事業年度末の機械受注残高が減少していたことに伴い販売台数が減少したことから、前年同四半期に対し108百万円の減収となりました。

一方、受注高につきましては、前年同四半期と同様に厳しい受注環境ではあったものの、中小型案件の受注件数が増加したことにより、当第1四半期会計期間の受注高が前年同四半期を上回り、好転の兆しも見られるようになりました。

収益面につきましては、売上高は減少したものの、売上総利益率が改善(前年同四半期比3.3ポイント増)したことから、売上総利益は前年同四半期を上回りました。また、販売費及び一般管理費は、大型展示会費用の発生が無かったことに伴い前年同四半期より減少したことから、営業利益及び経常利益につきましては、前年同四半期より増益となりました。

以上の結果、当第1四半期会計期間の売上高は908百万円(前年同四半期比10.7%減)、営業利益57百万円(前年同四半期比65.7%増)、経常利益60百万円(前年同四半期比66.3%増)、四半期純利益は37百万円(前年同四半期比65.9%増)となりました。

当社は、自動包装機械製造事業の単一セグメントであります。品目別売上高の概況は次のとおりであります。

給袋自動包装機は、販売台数が減少したことから、売上高は454百万円(前年同四半期比12.2%減)となりました。

製袋自動包装機は、高価格機種の販売台数が減少したことから、売上高は53百万円(前年同四半期比54.2%減)となりました。

包装関連機器等は、高額のパッケージシステムの実績が減少したことから、売上高は121百万円(前年同四半期比26.8%減)となりました。

保守消耗部品その他につきましては、高額の保守案件の実績が増加したことから、売上高は278百万円(前年同四半期比29.1%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は3,264百万円となり、前事業年度末に比べて56百万円増加いたしました。この主たる要因は、現金及び預金が187百万円減少したものの、売上債権及びファクタリング方式により譲渡した売上債権の未収額との合計額が前事業年度末に比べ206百万円増加したこと、たな卸資産が前事業年度末に比べ25百万円増加したこと等によります。

固定資産につきましては、当第1四半期会計期間末残高は994百万円となり、前事業年度末に比べて5百万円増加いたしました。この主たる要因は、ソフトウェアの取得等で無形固定資産が前事業年度末に比べ7百万円増加したこと等によります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ62百万円増加し、4,258百万円となりました。

（負債）

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は1,388百万円となり、前事業年度末に比べて53百万円増加いたしました。この主たる要因は、仕入債務が前事業年度末に比べ74百万円増加したこと等によります。

固定負債につきましては、当第1四半期会計期間末残高は65百万円となり、前事業年度末に比べて3百万円増加いたしました。この主たる要因は、役員退職慰労引当金が前事業年度末に比べ3百万円増加したこと等によります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ56百万円増加し、1,453百万円となりました。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産の残高につきましては、利益剰余金の増加等により、前事業年度末に比べ5百万円増加し、2,804百万円となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間における当社の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ87百万円減少し、当第1四半期会計期間末には1,466百万円となりました。

また当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は149百万円（前年同四半期は281百万円の獲得）となりました。この主たる要因は、売上債権の増減額が前年同四半期の83百万円の減少から当第1四半期は99百万円の増加となったこと、たな卸資産の増減額が前年同四半期の58百万円の減少から当第1四半期は25百万円の増加となったこと等によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は90百万円（前年同四半期は11百万円の使用）となりました。この主たる要因は、定期預金の払戻による収入が100百万円あったこと等によります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は前年同四半期とほぼ同額の28百万円となりました。これは、配当金として28百万円の支払いを実施したこと等によります。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（5）研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発費の総額は31百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画中または実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年12月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,994,000	8,994,000	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	単元株式数は1,000株であります。
計	8,994,000	8,994,000	—	—

(注) 大阪証券取引所(J A S D A Q市場)は、平成22年10月12日付で同取引所ヘラクレス市場及びN E O市場とともに、新たに開設された同取引所J A S D A Qに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は、大阪証券取引所J A S D A Q(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成21年10月23日定時株主総会及び平成21年11月13日取締役会 決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年10月31日)
新株予約権の数(個)	48 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり132 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年12月1日～平成25年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 132 資本組入額 66
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- 3 当社の第50期事業年度の単独決算の損益計算書における当期純利益が、70百万円を上回った場合にのみ新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

第2回新株予約権

平成21年10月23日定時株主総会及び平成21年11月13日取締役会 決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年10月31日)
新株予約権の数(個)	79 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり88 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年12月1日～平成25年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 88 資本組入額 44
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- 3 当社の第50期事業年度の単独決算の損益計算書における当期純利益が、70百万円を上回った場合にのみ新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月31日	—	8,994,000	—	251,577	—	282,269

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 230,000	—	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,757,000	8,757	同 上
単元未満株式	普通株式 7,000	—	—
発行済株式総数	8,994,000	—	—
総株主の議決権	—	8,757	—

【自己株式等】

平成22年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ゼネラルパッカー株式会社	愛知県北名古屋市 宇福寺神明65番地	230,000	—	230,000	2.55
計	—	230,000	—	230,000	2.55

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 8月	9月	10月
最高(円)	193	186	189
最低(円)	180	172	172

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間(平成21年8月1日から平成21年10月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年8月1日から平成21年10月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年8月1日から平成22年10月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年8月1日から平成22年10月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間(平成21年8月1日から平成21年10月31日まで)及び前第1四半期累計期間(平成21年8月1日から平成21年10月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間(平成22年8月1日から平成22年10月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年8月1日から平成22年10月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第 1 四半期会計期間末 (平成22年10月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年 7 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,566,772	⁴ 1,753,987
受取手形及び売掛金	² 760,889	² 661,771
仕掛品	321,515	348,419
原材料及び貯蔵品	360,710	308,641
未収入金	³ 187,914	³ 79,516
その他	66,762	55,799
貸倒引当金	183	139
流動資産合計	3,264,382	3,207,995
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	583,863	592,968
土地	280,603	280,603
その他（純額）	26,225	26,385
有形固定資産合計	¹ 890,693	¹ 899,958
無形固定資産	17,626	10,153
投資その他の資産	85,770	78,093
固定資産合計	994,089	988,204
資産合計	4,258,472	4,196,200
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	953,200	878,434
未払法人税等	34,445	69,809
賞与引当金	61,434	31,264
役員賞与引当金	-	9,800
製品保証引当金	8,271	8,245
その他	331,414	337,892
流動負債合計	1,388,766	1,335,447
固定負債		
退職給付引当金	31,158	31,034
役員退職慰労引当金	33,880	30,450
その他	34	39
固定負債合計	65,072	61,524
負債合計	1,453,839	1,396,971

	当第1四半期会計期間末 (平成22年10月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	251,577	251,577
資本剰余金	282,269	282,269
利益剰余金	2,308,148	2,301,151
自己株式	43,016	42,844
株主資本合計	2,798,978	2,792,153
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,423	3,998
評価・換算差額等合計	1,423	3,998
新株予約権	4,230	3,077
純資産合計	2,804,632	2,799,228
負債純資産合計	4,258,472	4,196,200

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年8月1日 至平成21年10月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年8月1日 至平成22年10月31日)
売上高	1,016,304	908,056
売上原価	770,511	658,789
売上総利益	245,793	249,267
販売費及び一般管理費	211,264	192,066
営業利益	34,528	57,201
営業外収益		
受取利息	531	443
保険返戻金	687	-
設備賃貸料	-	2,400
生命保険配当金	460	-
その他	514	800
営業外収益合計	2,194	3,644
営業外費用		
支払利息	442	509
その他	0	0
営業外費用合計	442	509
経常利益	36,281	60,335
税引前四半期純利益	36,281	60,335
法人税、住民税及び事業税	21,699	33,341
法人税等調整額	8,121	10,676
法人税等合計	13,577	22,664
四半期純利益	22,703	37,671

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	36,281	60,335
減価償却費	11,877	12,800
役員賞与引当金の増減額（は減少）	8,250	9,800
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	18,370	3,430
受取利息及び受取配当金	531	443
支払利息	442	509
売上債権の増減額（は増加）	83,980	99,118
たな卸資産の増減額（は増加）	58,050	25,165
未収入金の増減額（は増加）	66,822	108,398
仕入債務の増減額（は減少）	60,890	74,766
未払金の増減額（は減少）	50,910	-
前受金の増減額（は減少）	64,520	5,562
その他	7,883	1,904
小計	280,861	83,615
利息及び配当金の受取額	854	750
利息の支払額	0	3
法人税等の支払額	580	66,186
営業活動によるキャッシュ・フロー	281,135	149,054
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	9,000	9,000
定期預金の払戻による収入	-	100,000
有形固定資産の取得による支出	1,922	-
無形固定資産の取得による支出	210	-
投資有価証券の取得による支出	500	-
その他	-	352
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,632	90,648
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	171
配当金の支払額	29,245	28,636
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,245	28,808
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	240,257	87,214
現金及び現金同等物の期首残高	1,161,194	1,553,910
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,401,451	1,466,695

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期会計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)
(四半期キャッシュ・フロー計算書関係) 前第1四半期累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記しておりました「未払金の増減額(は減少)」は金額的重要性がなくなったため、当第1四半期累計期間においては、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することとしております。 なお、当第1四半期累計期間の「未払金の増減額(は減少)」は4,055千円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)
棚卸資産の評価方法 当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年10月31日)	前事業年度末 (平成22年7月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 674,127千円 2 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第1四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。 受取手形 2,753千円 3 ファクタリング方式により譲渡した 売上債権の未収額 未収入金 184,966千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 662,294千円 2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。 受取手形 34,684千円 3 ファクタリング方式により譲渡した 売上債権の未収額 未収入金 77,916千円 4 期日前解約特約付定期預金 現金及び預金1,753,987千円のうち100,000千円(当初預入期間5年、最終満期日平成22年9月14日)は、継続選択権を銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、中途解約精算金を支払う必要があります。この中途解約精算金の支払により預金元本を毀損する可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)
販売費及び一般管理費の主なもの	販売費及び一般管理費の主なもの
給与手当 54,034千円	給与手当 51,426千円
賞与引当金繰入額 7,926千円	賞与引当金繰入額 13,533千円
役員退職慰労引当金繰入額 4,110千円	役員退職慰労引当金繰入額 3,430千円
貸倒引当金繰入額 5千円	貸倒引当金繰入額 44千円
製品保証引当金繰入額 7,153千円	製品保証引当金繰入額 5,068千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,549,459千円	現金及び預金 1,566,772千円
預入期間が3ヶ月超の定期預金 148,007千円	預入期間が3ヶ月超の定期預金 100,077千円
現金及び現金同等物 1,401,451千円	現金及び現金同等物 1,466,695千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年10月31日)及び

当第1四半期累計期間(自平成22年8月1日至平成22年10月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	8,994,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	230,707

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 会計期間末残高 (千円)
提出会社	—	—	4,230
合計		—	4,230

(注) 新株予約権を行使することができる期間の初日が到来しているものではありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月22日 定時株主総会	普通株式	30,674	3.50	平成22年7月31日	平成22年10月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券が企業の事業の運営において重要なものとなっていないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)

ストック・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

製造原価	455千円
販売費及び一般管理費	698千円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、自動包装機械製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成22年10月31日)	前事業年度末 (平成22年 7 月31日)
319.56円	319.04円

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第 1 四半期会計期間末 (平成22年10月31日)	前事業年度末 (平成22年 7 月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,804,632	2,799,228
普通株式に係る純資産額(千円)	2,800,402	2,796,151
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	4,230	3,077
普通株式の発行済株式数(株)	8,994,000	8,994,000
普通株式の自己株式数(株)	230,707	229,776
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	8,763,293	8,764,224

2 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額

前第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 8 月 1 日 至 平成21年10月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 8 月 1 日 至 平成22年10月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 2.53円	1 株当たり四半期純利益金額 4.30円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 —	潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 4.27円

(注) 1 前第 1 四半期累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 8 月 1 日 至 平成21年10月31日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成22年 8 月 1 日 至 平成22年10月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	22,703	37,671
普通株式に係る四半期純利益(千円)	22,703	37,671
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	8,989,200	8,763,627
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	53,178
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前事業年度末から重要な変動が ある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き行っておりますが、当第1四半期会計期間末におけるリース取引残高が前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年12月4日

ゼネラルパッカー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中村 誠一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 蛸原 新治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゼネラルパッカー株式会社の平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第49期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年8月1日から平成21年10月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年8月1日から平成21年10月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ゼネラルパッカー株式会社の平成21年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年12月6日

ゼネラルパッカー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中村 誠一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 蛸原 新治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゼネラルパッカー株式会社の平成22年8月1日から平成23年7月31日までの第50期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年8月1日から平成22年10月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年8月1日から平成22年10月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ゼネラルパッカー株式会社の平成22年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。